建築物省エネ法判定業務料金表

2021/4/1施行
東日本住宅評価センター

【モデル建物法】

（税込　単位：円）

延べ面積（㎡）	用途分類		
	用途①	用途②	用途③
1,000㎡未満	231,000	66,000	165,000
1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	275,000	66,000	209,000
2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	308,000	77,000	242,000
3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	330,000	88,000	275,000
4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	363,000	99,000	297,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	440,000	143,000	363,000

【標準入力法】

（税込　単位：円）

延べ面積（㎡）	用途分類		
	用途①	用途②	用途③
1,000㎡未満	418,000	99,000	319,000
1,000㎡以上～ 2,000㎡未満	517,000	99,000	429,000
2,000㎡以上～ 3,000㎡未満	605,000	110,000	528,000
3,000㎡以上～ 4,000㎡未満	649,000	121,000	572,000
4,000㎡以上～ 5,000㎡未満	682,000	132,000	605,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	759,000	176,000	660,000

1. 表中の延べ面積については、下記の①～③を基本とします。
   ①建築基準法の規定による延べ面積による。
   ②住宅部分を含む複合建築物の場合は、非住宅部分の面積による。
   ③非評価対象室を含む場合は、非評価対象室を除いた面積による。
2. 表中の用途①、用途②、用途③の適用については（別表）によります。
3. 複数の用途を有する場合は、用途①＞用途③＞用途②の順で料金を優先します。
4. 評価の対象外となる室あるいは設備のみで構成されており、計算が生じない建築物の場合の料金は、一律に33,000円（税込）とします。
5. 延べ面積が300㎡以上の住宅部分（届出対象）を含む複合建築物の場合は、所管行政庁への図書等送付の事務手数料として11,000円（税込）を加算します。
6. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に先立ち、BELSの申請があった場合は　上表の料金の50%の額とします。

＜変更に係る料金＞

1. 規程第7条第2項に基づく変更計画に係る適合性判定料金は、別表３の料金の90%の額とします。但し、直前の適合性判定を他機関あるいは所管行政庁から受けている場合は、上表の料金とします。
2. 規程第7条第3項に基づく軽微変更該当証明書交付料金は、別表３の料金の70%の額とします。但し、直前の適合性判定を他機関あるいは所管行政庁から受けている場合は上表の料金とします。

＜その他の料金＞

適合判定通知書、軽微変更該当証明書を再発行する場合の交付手数料は、一通につき5,500円（税込）とします。

（別表）　**用途区分表**

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途① （ホテル・病院・集会場等）	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるもの／ないもの）	08190／08192
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室があるもの）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるもの／ないもの）	08240／08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く）	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	ダンスホール	08590
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これに類するもの	08600
用途② （工場・倉庫等）	（公衆電話所）	08280
	（公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋）	08310
	工場（自動車修理工場を除く）／自動車修理工場	08340／08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	（畜舎）	08420
	（堆肥舎）又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	（自動車車庫／自転車駐輪場）	08490／08500
	倉庫業を営む倉庫／**倉庫業を営まない倉庫**	08510／08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの／農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08630／08640
用途③ （上記以外の用途）	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08081
	義務教育学校／中学校、高等学校又は中等教育学校	08082／08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08111
	専修学校／各種学校	08120／08130
	幼保連携型設定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室がないもの）	08220
	巡査派出所	08270
	郵便局／地方公共団体の市庁又は支所	08290／08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの等を除く）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの等を除く）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（一部除く）で作業場の面積が50㎡以内のもの（原動機の出力0.75キロワット以下に限る）又は**学習塾**、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損保代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く）	08460
	事務所	08470
	料理店／キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08570／08580
対象外	一戸建ての住宅	08010
	長屋／共同住宅	08020／08030
	寄宿舎／下宿	08040／08050
	建築物全体が、用途②の（）内の用途の場合（畜舎、堆肥舎、自動車車庫、自転車駐輪場等）	

東日本住宅評価センター

株式会社東日本住宅評価センター

建築物省エネ法適合性判定業務料金減額要領

（根拠となる規定）

第１条　株式会社東日本住宅評価センター 建築物省エネ法判定業務規程（以下「業務規程」という。）第 19 条及び第 20 条に基づき、申請の手数料の減額及び増額について本要領に定める。

（用語の意義）

第２条　この細則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　法人等　代理者（復代理人を除く。以下同じ。）及び設計者の所属する法人（法人でない場合は建築士事務所）で、計画書第２面に記載のあるものをいう。複数の法人等が所属する団体は、法人等として扱わない。

二　標準料金　業務規程の別表３に記載の料金をいう。

（減額の要件）

第３条　次の要件のいずれかに該当する場合、減額判定料金を適用する。

・当機関への１年間の省エネ適合性判定の引受け数が５以上見込める場合。

・前年の当機関への建築物省エネ法第７条、第 35 条、第 41 条及び東京ゼロエミ住宅に係る申請等の引受数が 12 以上ある法人等で、省エネに関する性能等の情報の蓄積があり、審査が効率的に実施できると判断したとき。

（減額の対象）

第４条　前条に該当する法人等を減額の対象とする。

２　令和３年４月１日以降、該当する法人等に所属する代理者又は設計者からあった申請等（省エネ適合性判定に係る計画、変更計画、軽微変更該当証明申請）に係る標準料金を減額対象とする。

３　前項の規定は、令和３年４月１日以降は、当機関のいずれの支店・首都圏評価センターに申請しても適用する。

（割引率）

第５条　標準料金から減額料金への割引率の上限を30%と定める。

（別の定め）

第６条　当機関は、前条まで又は附則の規定とは別の定めをすることができる。

（軽微変更該当証明書交付料金の特例）

第７条　軽微変更該当証明書交付業務において、変更のある様式シートの種類が１あるいは２の場合は別途定める料金とすることができる。

（附則）

この要領は、令和 ３年 ４月 １日より施行する。